

別表 1 (長期継続契約の契約年数)

条例の号数	契約の種類	業務の内容	基準
1号	物品の賃貸借の契約	—	省令に定める期間
2号	前号に付随する物品の保守の契約	—	1号における契約期間と同じ
3号	警備業務の委託契約	人的警備	5年
		機械警備	省令に定める期間
		複合警備	5年
4号	電話交換業務の委託契約	—	5年
5号	施設の維持管理業務の委託契約	消防設備保守点検	3年
		上記以外の施設維持管理業務	5年
6号	清掃業務の委託契約	—	5年
7号	廃棄物の収集、運搬及び処分に係る業務の委託契約	—	5年
8号	書類等の運搬業務の委託契約	—	5年
9号	電子複写機又は複合機の使用（機器の保守含む。）に係る契約	—	省令に定める期間

備考

- 1 条例の号数とは、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第3号）第2条における各号をいう。
- 2 省令に定める期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間をいう。
- 3 警備業務の委託契約における複合警備とは、人的警備と機械警備の複合したものをいう。
- 4 契約年数が、表に定める契約年数を超える場合は、長期継続契約の対象外とする。